別表気象庁の部内部局の項中「人事企画官」を「人事企画官　防災企画室長」に改め、同部管区気象台の項中「情報システム管理官」を「情報システム管理官　海洋情報調整官　地震津波火山防災情報調整官」に改め、同部沖縄気象台の項中「気象防災情報調整官」を「気象防災情報調整官　地震津波火山防災情報調整官　海洋情報調整官」に改め、同部地方気象台の項中「総務課長」を「総務課長　業務・危機管理官　庁舎係長」に改め、同部海洋気象台の項を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「局長」を「局長　放射性物質汚染対処技術統括官」に改める。

別表備考第一項中「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十五年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。